

平成 30 年 2 月 5 日

I o T 新時代の未来づくり検討委員会意見

全国手をつなぐ育成会連合会
会長 久保厚子

知的障害や発達障害は、コミュニケーションに関して、個別性の高い特性を踏まえた配慮が求められます。

政府では、国連による障害者権利条約を踏まえ、差別解消法において合理的配慮の必要性を明確にしております。合理的配慮では障害特性を踏まえ、生活のしづらさに対して、具体的にポイントを押さえ対応の仕方を明確にする必要があります。

ICT 分野における、I o T や A I を活用してコミュニケーションの課題に取り組むには、施策的な後押しもさることながら、仕組みを構築する I T 関連業界と障害当事者（障害福祉分野）の間の情報のやりとりが、先ずは重要です。

現状の技術で提供できることについて、仕組みを利用する障害者の立場で、技術レベルや提供される環境について十分に把握できているとは言えない状況が現状の課題だと思います。

それは裏返せば、I T 関連業界の側も対応すべき障害者の特性とそこから生まれるニーズや合理的配慮を知らないため活用できる事情にないため形に結びついていないと思います。

例えば、グーグル翻訳や日本語仮名変換などの技術を使って、知的障害者向けの分かりやすい表現に文章を自動変換していく、というようなことなどについて研究する機会を求めたいと思います。

以下、総論について、特性を踏まえて留意頂きたい点について具体的に示します。

(I. 総論)

(1) 障害に対する社会の側の意識の変革

② 障害のある当事者の視点で考えることの必要性

ICT 関連の製品・サービスの開発・提供を行う側において、障害に関する情報の共有、障害のある当事者の参加の機会の確保などを図る

→ 当事者参加に際しては、障害特性への対応が明確で開発、改善の方向も類型化しやすい身体障害だけでなく、必要な支援に関してアセスメントが不可欠な知的・発達障害当事者の参画も明示することを求めます。

(2) 障害者の ICT 利活用支援の環境整備のあり方

① IoT、AI 等の技術を活用した障害の特性、状態等を踏まえた多様な対応

IoT、AI 等の発展により、ICT 分野におけるこれまでの視覚、聴覚、身体障害中心の

対応だけでなく、精神、発達、知的障害、難病を含め、あらゆる障害に対応できる可能性がある

→ その可能性について、具体的かつ網羅的に明示して下さい。

② ICT 製品・サービスの開発・提供に当たっての視点

障害の有無にかかわらず、あらゆる人が共通して使えるという考え方（共用品という概念）を企画段階から採用

→ 障害の有無にかかわらず・・とした場合、たとえば知的障害のある人向けに説明文章をできるだけシンプル化した結果、知的障害のない人には適さない仕様となってしまう場合、あるいは視覚障害向けに「黒字に白文字」の画面インターフェイスとした場合、色覚過敏のある発達障害には色のコントラストが強すぎるような場合の折り返いはどのようにするのか、と言う課題が生じることに留意下さい。

障害者を支援する者の負担を軽減することも重要

→ 障害者支援の場面において ICT 製品・サービスが「何を」「どれくらい」「どのように」負担軽減するのか、その対応が支援を求める側の尊厳を損なわないのかの視点を常に留意下さい。

(II.各論)

(1) 情報アクセシビリティ政策の強化

製品やサービスにおける情報アクセシビリティの確保

→ IoT、AI 等の技術を活用した ICT 製品・サービスは、その特性上仕組みや操作法が複雑であったり専門的であったりする可能性が高いことを踏まえ、そうした情報に関する知的・発達障害に対する情報アクセスについて留意下さい。

(2) 障害者の ICT 利活用スキルの習得を支援する仕組みの構築

利活用スキルの習得を地域などの身近な範囲で支援する仕組み、そのための人材確保が必要

単なる技術的な支援だけではなく、同じ障害のある者がメンターとなって支援する等の人的な支援

→ とりわけ知的・発達障害分野で ICT 利活用スキルの習得を支援できる人材は極めて少ない状況である点に留意下さい。またメンターとなりうる人材はより少ない状況です。

(3) IoT、AI 等を活用した障害者の就労機会の創出

障害者が持つ障害の特性、状態、生活実態等にきめ細かく配慮した就労機会を創出するような取組を促進する

→ 知的・発達障害分野における「IoT、AI 等を活用した就労機会」の可能性について

て検討が必要であることに留意して下さい。

(4) 教育（インクルーシブ教育、特別支援教育）における ICT の活用

ICT に詳しい教員の数が限られる、授業中の機器トラブルへの対応等に教員が対応する余裕がない

→ この問題は、特に知的・発達分野において極めて深刻です。授業においてタブレット端末などの操作方法を習得する指導を行うなか、「タブレット端末で何をできるようにするのか」の検討が十分ではありません。「操作方法を習得する」ことだけが目的では本末転倒なので、教員に対して「手段と目的」を明確化した上で、到達度の評価も「目的」に応じて行われるように見直すことに留意下さい。

(5) IoT、AI による障害者の日常生活の支援

IoT、AI 等を活用した障害者の日常生活（在宅、入所施設等）を支援するための製品・サービスの普及

→ AI（人工知能）の活用は、知的障害の特性に応じた意思決定に支援と時間を要すべきところ、AI が「社会通念上適切な」意思決定を提示してしまうリスクが懸念されるため慎重かつ時間をかけた対応を求めます。一方でインテリジェント（情報処理機能）が知的発達障害のコミュニケーションに関して、支援機能として活用できることを期待する声もあり、支援が本人の意思を乗り越えることの無いことに慎重に留意して前に進めるよう検討して下さい。

総論には不足していると思われる事項

1. 経済的支援に関する項目がない。

タブレット端末のような ICT 機器は一般的に比較的高価であり、また必要なアプリケーションをダウンロードしないと適切な効果が得られないことが多い状況です。しかし、経済的に余裕がない知的・発達障害のある人が「IoT新時代」を享受するためには、ICT 機器やアプリケーションのダウンロード経費を補助する（補装具や日常生活用具の品目に追加する）ことが不可欠です。

2. IoT時代の権利擁護に関する項目がない。

教育場面におけるフィルタリングの設定が課題として挙がっているが、それは逆にフィルタリングが一定のリスクヘッジとして有効だといえます。特に知的・発達障害のある人はインターネット接続契約の不備による高額な接続費用の支払い、ICT 機器を経由した詐欺被害や過剰購入リスクのヘッジなど、IoT時代にふさわしい権利擁護についてもあわせて検討して下さい。